

令和2年4月14日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「施設の使用制限の要請」等について

大阪府知事 吉村 洋文

政府による「緊急事態宣言」(令和2年4月7日から5月6日までの1ヶ月間)の発出を受け、本府では直ちに、府民の皆さまに対し、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」を要請しました。しかしながら、その後も陽性者や感染経路が不明の患者が増加し、4月9日には過去最高の陽性者数が判明しました。また、4月6日から12日までの7日間の新規陽性者数は前の週の2倍となるなど、依然として緊迫した状況が続いています。また、緊急事態宣言前後における人口増減の比較では、梅田周辺で約3～6割減、なんば周辺で約3～4割減に留まっており、府の専門家会議の委員からは、施設の使用制限等を要請すべきとの意見がありました。

こうした状況を総合的に判断した結果、このままでは国の目標である「最低7割、極力8割」の接触機会の低減が達成できず、爆発的な感染拡大の危険性があることから、4月14日から新たに「施設の使用制限」を要請します。

府内の多数の方が利用する、遊興施設や劇場、集会・展示施設、運動・遊技施設、また、床面積の合計が1,000㎡を超える大学、博物館、商業施設などについては、特別措置法に基づき、施設の使用制限等を要請します。施行令では対象となっていない1,000㎡以下の施設についても、使用制限等の協力をお願いします。

医療施設や、スーパーマーケット等の生活必需品売場、飲食店、宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署などは、社会生活を維持する上で必要な施設であり、休止要請は行いません。いわゆる「三つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)」を避けていただくため、人と人の間の距離を確保するなど、適切な感染防止対策に取り組んでください。

居酒屋を含む飲食店等では、夜間の外出を控えていただく観点から、朝5時から夜8時までの間における営業とし、酒類の提供については夜7時までとすることを要請いたします。

府民の皆さまには、引き続き「夜間の繁華街への外出の自粛」を強く要請します。

なお、保育所や放課後児童クラブ(学童保育)、介護施設等の職員等には引き続きご負担をおかけしますが、社会生活を維持するため休止要請は行いません。家庭での保育や介護等が可能な方は、利用者の密集を避ける観点から、できるだけご利用を控えていただきますようお願いいたします。

府民の皆さま方には引き続き、食料の買い出し、医療機関への通院など、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、ご自宅に留まっていただくようお願いいたします。職場への出勤についても、可能な限り、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤などを実施してください。

府民の皆さまにおかれましては、社会生活において様々な制約が生じますが、皆さまの命・健康を守るため、ご協力をお願いします。